

## 新たな排出ガス対策型建設機械指定制度について

### 1. 経緯及び目的

- 平成3年度より「排出ガス対策型建設機械指定制度」を実施し、平成8年度より直轄工事において使用を原則化。（都道府県等の9割が当省の制度を採用）。
- 公道を走行する特殊自動車について、平成15年度より、道路運送車両法による排出ガス規制を実施。
- 公道を走行しない特殊自動車に対する新たな排出ガス規制を行う「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（以下、「オフロード法」）が平成17年5月に公布。
- 本法律に基づく基準適合表示のされた建設機械の普及促進と併せて、可搬式建設機械（発動発電機等）について引き続き利用促進を図ることが、建設施工における排出ガス対策を進める上で重要である。  
また、トンネル工事の坑内作業の環境改善の観点から実施しているトンネル対策型建設機械の指定（エンジンの黒煙濃度を1/5に低減できる認定黒煙浄化装置を装着）について引き続き実施するとともに、エンジン出力が19kW未満の建設機械、法施行前に製作されたオフロード法の基準と同等の性能を有する建設機械についても利用促進を図る必要がある。  
（本法の公布にあたり、「特殊自動車のうち現在排出ガス許容限度目標が設定されていないもの及び可搬式の発動発電機等特殊自動車以外の汎用エンジンについては、その排出寄与率等が無視できないことから、早期に排出ガス規制の導入について検討すること」との国会の附帯決議がなされている。）

### 2. 指定制度の概要（①について告示にて規定。②、③、④について通達にて規定。）

#### ①可搬式建設機械の指定について

- 原動機の認定（可搬式建設機械（発動発電機等）に搭載される原動機を対象）  
道路運送車両法による装置型式指定又はオフロード法による特定原動機型式指定を受けている原動機は認定原動機とみなす。
- 認定原動機を搭載する建設機械の指定（可搬式建設機械（発動発電機等）を対象）

#### ②車両系建設機械の指定について

- 原動機の認定（車両系建設機械に搭載される原動機を対象）  
道路運送車両法による装置型式指定又はオフロード法による特定原動機型式指定を受けたものを除く。
- 認定原動機を搭載する建設機械の指定（車両系建設機械（法規制対象機種については、法施行前の既生産車）を対象）  
道路運送車両法及びオフロード法の指定及び届出がされた車両は除く。

#### ③トンネル対策型建設機械の指定について

- 認定黒煙浄化装置の認定及び認定黒煙浄化装置を装着したトンネル対策型建設機械の指定

#### ④国土交通省直轄工事における使用原則化

- 指定された建設機械について、国土交通省直轄工事における使用原則化の対象とする（なお、使用原則化開始時期については、3次基準適合建設機械の普及状況を踏まえ今後決定）。

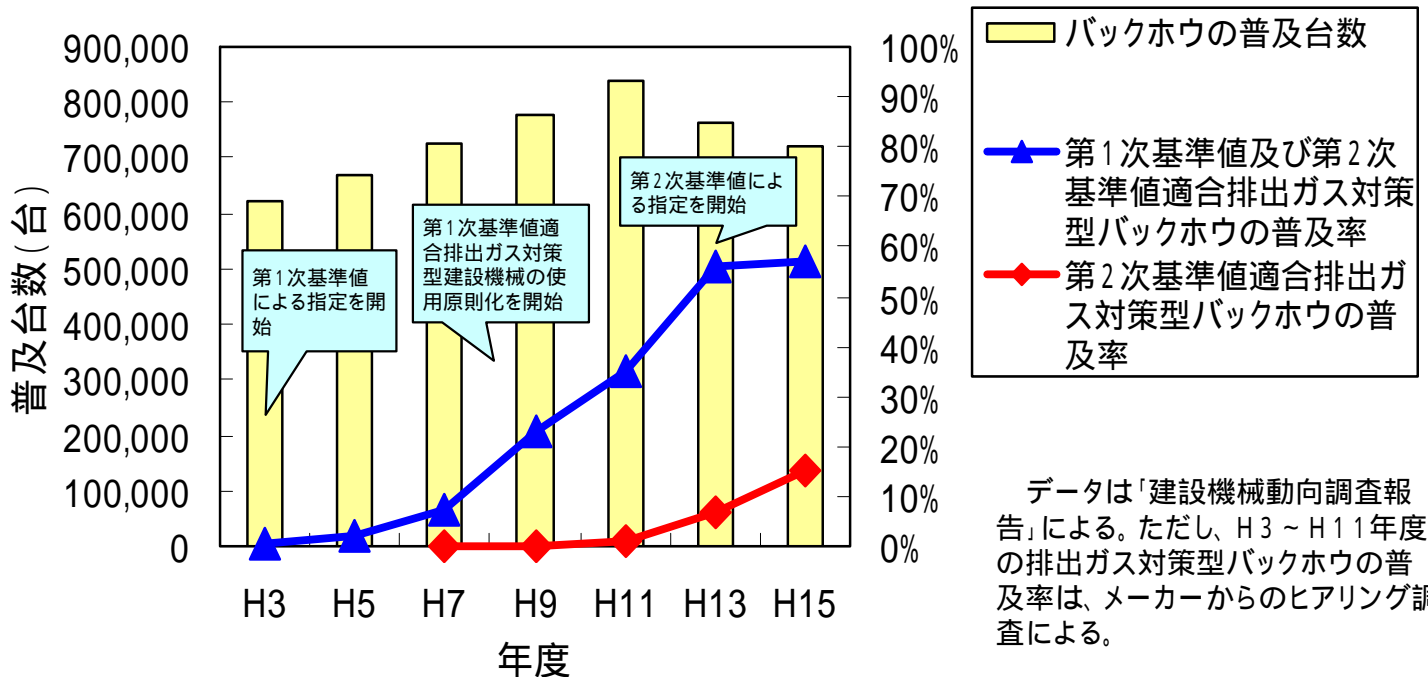
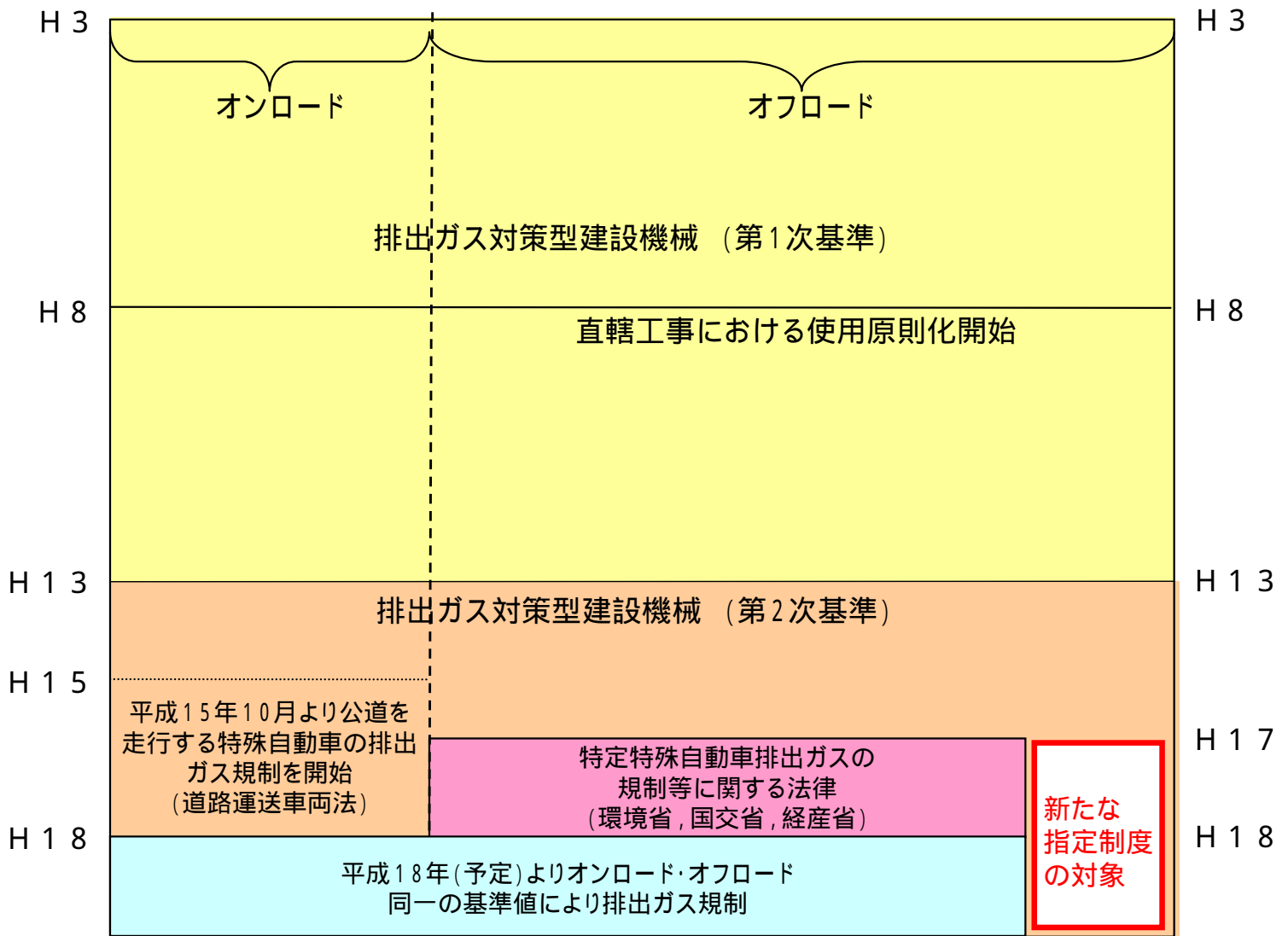
### 3. 施行時期

- 平成18年3月17日 告示、通達施行予定（ただし、④を除く）

### 4. 支援措置について

- 本制度で指定された排出ガス対策型建設機械については、中小企業金融公庫・国民生活金融公庫による融資制度の貸付対象となる。

# 建設機械に対する排出ガス対策の取組み



バックホウの普及台数と排出ガス対策型の普及の推移

# 新たな排ガス対策型建設機械指定制度の対象機械について

エンジン出力帯	車両系建設機械	可搬式建設機械	
8 ~ 19 kW	小型ローラ 小型バックホウ 等		
19 kW ~ 560 kW	<p>道路運送車両法による排出ガス規制の対象 (オンロード、オフロード兼用)</p>  <p>バックホウ (ホイール型)</p>  <p>トラクタショベル (ホイール型)</p>	<p>オフロード法による排出ガス規制の対象 (オフロード専用)</p>  <p>バックホウ (クローラ型)</p>  <p>ブルドーザ</p>	 <p>発動発電機</p>  <p>空気圧縮機</p>

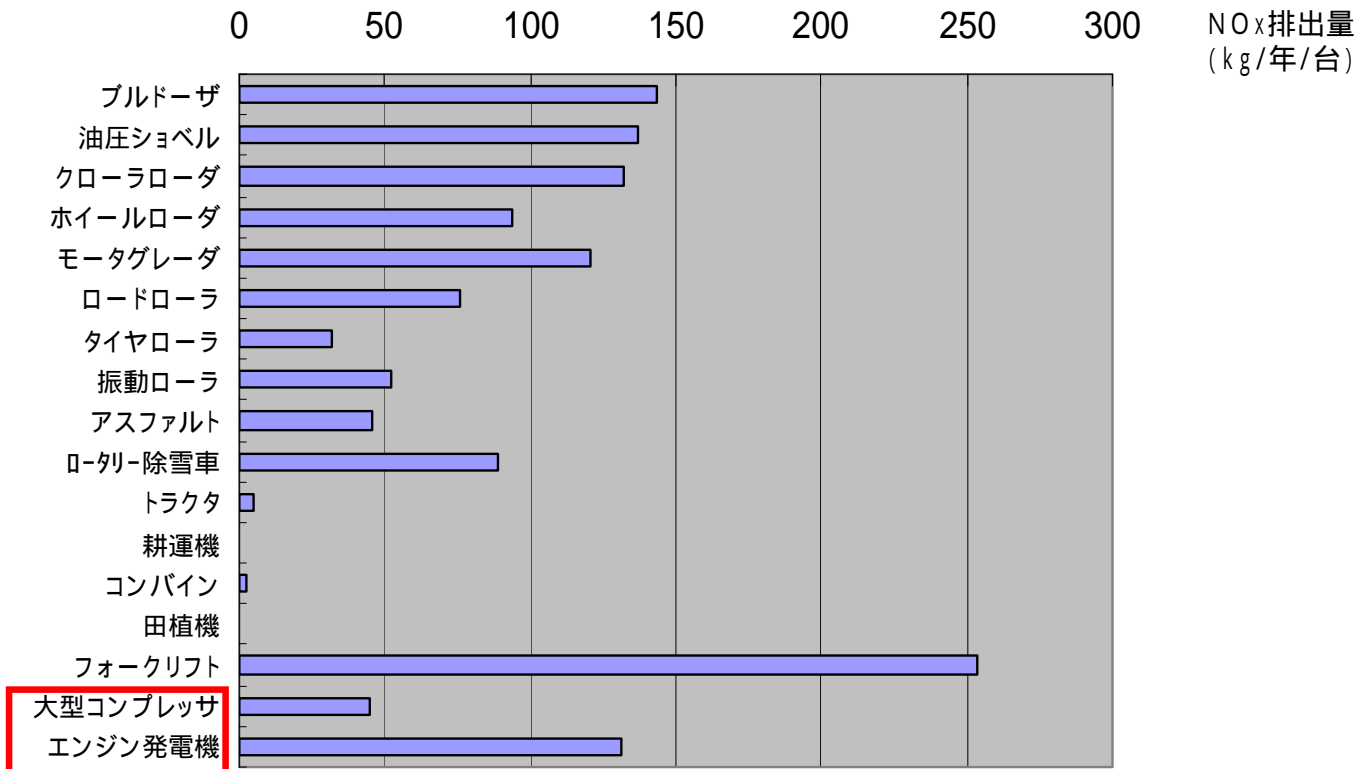
図示した機種はあくまでも該当機種の例を示したものである

  : 道路運送車両法及びオフロード法の規制対象機種

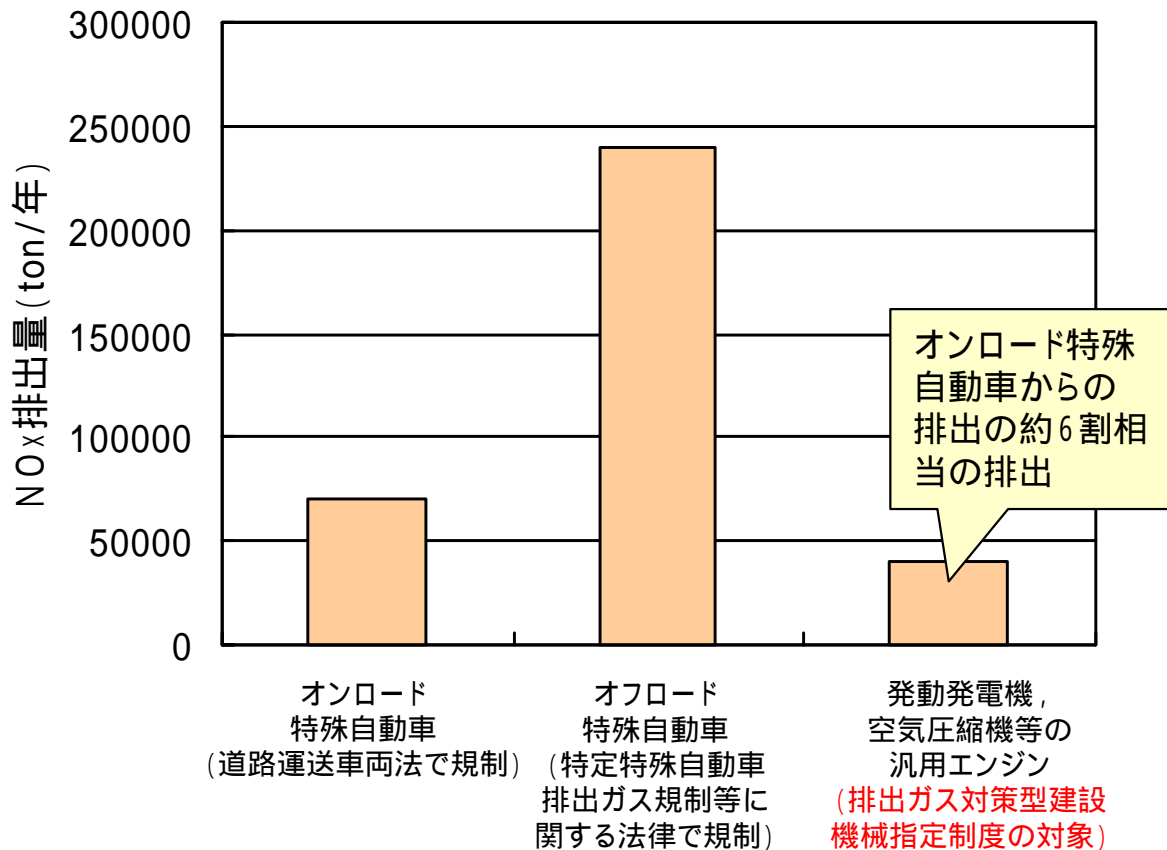
  : 指定制度で対象とする機種  
(道路運送車両法及びオフロード法の指定及び届出がされた車両は対象外)

# オフロード建設機械の機種別排出ガス寄与度

機種別単位台数当たりの年間排出量 (NOx)



発動発電機, 空気圧縮機等の汎用エンジンの排出の寄与 (NOx)



## 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」と 「排出ガス対策型建設機械指定制度」の枠組みの比較

	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	国土交通省排出ガス対策型建設機械指定制度
開始時期	本法により新たに実施	平成3年より実施 (平成13年より2次基準値による指定を実施)
対象機種	公道を走行しない自動車であって次に掲げるもの ・道路運送車両法の特殊自動車 ・建設機械抵当法に規定する建設機械に該当する自動車 ・その他の構造が特殊な自動車 (政令で制定)  (建設機械, 産業機械, 農業機械)	建設機械  (可搬式発動発電機, 空気圧縮機も含む)
原動機	原動機の型式を指定	原動機の型式を指定
車体	車体の型式を届出	車体の型式を指定
使用者	技術基準に適合した特定特殊自動車の使用を義務化 (現在使用中の特定特殊自動車は規制対象外)	直轄工事での指定建設機械(1次基準適合)の使用を原則化を通じて、排出ガス対策型建設機械を広く普及  (全国の9割の都道府県等でも排出ガス対策型建設機械の使用原則化の施策が準用され、施策の効果が拡大)

## 「排出ガス対策型建設機械」に対する支援措置

### 融資(平成18年度新規)

- ・中小企業金融公庫： 特別利率 (担保特例制度)  
(資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者)  
リース・レンタル事業者は資本金5千万円以下又は従業員100人以下
- ・国民生活金融公庫： 特別利率  
(資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者)  
リース・レンタル事業者は資本金5千万円以下又は従業員100人以下

### 税制

- ・中小企業投資促進税制： 初年度取得価格の30%の特別償却または7%の税額控除  
(青色申告書を提出する中小企業者)